

国民健康保険から：

国民健康保険税率等の改正について

平 成20年度から国民健康保険税が次のように変更になります。

1. 新たに後期高齢者支援金を納めていただくこととなります

平成20年度から国保税の区分は、①基礎賦課分②後期高齢者支援金等賦課分③介護納付金賦課分となります。税率は、従来の基礎賦課分の税率を基に基礎賦課分と後期高齢者支援金等賦課分に分割することになります。介護納付金賦課分の税率は変更ありません。

2. 賦課限度額を改正しました
国の定める賦課限度額の改正に伴い、次のとおり変更になります。

基礎賦課分47万円、後期高齢者支援金等賦課分12万円、介護納付金賦課分9万円。

3. 国保税の年金からの天引き(特別徴収)が始まります

国保被保険者全員が65歳以上

75歳未満の世帯は、世帯主の年金からの天引き(特別徴収)が平成20年10月から始まります。

ただし、次の場合は、納付書等(普通徴収)で国保税を納めることとなります。世帯主が国保被保険者以外の場合、年金が年額18万円未満の場合、介護保険料の天引きと合わせた額が年金額の2分の1を超える場合です。

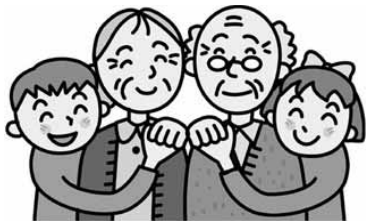
4. 後期高齢者医療制度の創設に伴う国保税の軽減措置(激変緩和)を行います
(軽減対象となる国保税の区分は、基礎賦課分及び後期高齢者支援金等賦課分です)

①低所得者に対する軽減措置
国保被保険者から後期高齢者医療被保険者に移行することにより、世帯の国保被保険者が減少しても、移行した後期高齢者、旧国保被保険者の所得及び人数を含めて軽減判定を行い、5年間は従前と同様の軽減措置を行います。

②世帯別平等割保険税の軽減措置
同一世帯に属する国保被保険

者が後期高齢者医療被保険者に移行することにより、国保単身世帯となった場合は、5年間は世帯別平等割を半額にします。
③被用者保険の被扶養者であった者の国保税の減免措置
被用者保険から後期高齢者医療被保険者に移行することにより、被用者保険の被扶養者から国保被保険者となった65歳以上の方(旧扶養者)は、2年間次の減免措置を行います。
ア 旧扶養者に係る所得割・資産割はないものとして賦課しません。
イ 旧扶養者に係る被保険者均等割を半額にします。(6割軽減対象者を除く)
ウ 国保被保険者が旧被扶養者のみで構成される世帯については、さらに世帯別平等割額を半額にします。(6割軽減対象者を除く)

同一世帯に属する国保被保険



洞爺湖町交通安全指導員会

役職	氏名	住所	役職	氏名	住所
会長	菅原 康次	清水	副会長	若山 岩熊	高砂町
	玉根 徳松	高砂町		山田 侑敬	香川
副会長	北島 哲郎	入江	理事	大坂 敏明	洞爺町
	福田 保人	高砂町		小野 廣	洞爺町
理事	藤田 宏	栄町	理事	西岡 健市	成香
	国岡 貞美	泉		八丁 眞一	洞爺町
理事	夏目 與市	高砂町	理事	京谷 一弘	洞爺町
	川人 建一	月浦		野村 恵子	高砂町
理事	大塩 壮二	高砂町	理事	秋山 博子	入江
	菊地 英喜	栄町		本間 真由美	洞爺湖温泉

洞爺湖町交通安全指導員を委嘱

4 月1日付けで洞爺湖町交通安全指導員が新たに委嘱されました。任期は、平成20年

4月1日〜平成22年3月31日までの2年間です。
交通安全を守り、洞爺湖町から交通事故を無くすために協力をお願いします。
交通安全指導員の方は次のとおり。(敬称略)

■被用者保険とは、政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、各種共済組合などの総称です。
平成20年度から変更になる国保税の詳細な税率等は、国保加

入者の方に別途お知らせする予定です。
詳しくは、税務財政課課税係
☎74-3003 住民課国保係
☎74-3002へ。